令和２年度　第４回大阪府建設事業評価審議会都市整備部会議事概要

日　　時　令和２年10月27日（火）14時～15時20分

場　　所　エル・おおさか 大阪府立労働センター本館5階 研修室２

出席委員　北詰部会長・北野委員・酒井委員・門上委員・横松委員（5名）

議　　題　（１）都市計画道路八尾富田林線街路事業の追加説明

　　　　　（２）意見具申（案）について

　　　　　（３）その他

【議事概要】（◆部会長、事務局等の説明等、〇委員の発言、⇒部局等の応答）

（１）都市計画道路八尾富田林線街路事業の追加説明

［都市整備部道路整備課］

第3回部会において、文化財調査によって起こりうる事業への影響について委員より質問があったため、検討結果を報告。

事業箇所付近における過去の埋蔵文化財調査の実施状況を確認したところ、供用済み区間及び近隣の住宅開発の事業の際は、試掘調査の結果、重要な遺跡が出る可能性が低いことから、本掘調査対象外となった。この経過より、今回の整備中区間においても、本掘調査対象外になる可能性が高く、現時点で事業期間及び事業費への支障はないものと判断している。

◆［部会長］

　　本掘調査を行うべき場所であっても対象外となっているため、今回の事業箇所は本掘調査の対象となる可能性は低いということであるか。

⇒［都市整備部 道路整備課］

その通りである。

◆［部会長］

承知。他に質問等はないか。なければ、文化財調査による事業への影響に対する審議を終える。

［都市整備部 道路整備課］

資料２－１「評価調書」に基づき説明。

第3回部会において、本事業に対する府民意見として、「工事進捗率49％で他の案件と比べて低いため、事業を中止すべき。」とあった。この府民意見を受け、委員から「本事業を中止せずに、既に供用済みの区間とあわせ、本事業区間を供用させることで発現する効果、便益を強調するべきである。」という意見があった。それを受け、評価調書の「６．対応方針（原案）」に2点追記した。

　　・文化財調査に着手予定であること。（箇条書き2点目を修正）

　　・事業区間の中間に位置する残区間1.0kmが完成することで、南北を行き来することが可能となり、南阪奈道路へのアクセス機能が果たされる。（箇条書き３点目を追記）

◆［部会長］

　　質問等はないか。

〇委員：府民意見を提出した方は、工事進捗率が低い原因があるのではないかと考えておられていると推測されるため、不安を解消する一言が必要ではないか。

⇒［事務局］

　　第3回部会にて、府民意見に対して、用地買収や工事の取り組み状況について示した上で、評価調書の「6．対応方針（原案）」により丁寧に記載した。

◆［部会長］

　　現段階で工事を順調に進める見込みがあるということを、府の見解と評価調書に記しているため、問題ないと解釈。

◆［部会長］

　　それでは、本日の審議で、事業継続に異論なしということで取りまとめさせていただく。

これまでの審議で事前評価案件の2件については「事業実施」、再評価案件の5件については「事業継続」と取りまとめさせていただく。

（２）意見具申（案）について

◆［部会長］

　　これまでの審議を踏まえて、意見具申（案）の取りまとめを行う。事務局より意見具申（案）の説明をお願いする。

◆［事務局］

　　資料1に基づき説明。１頁から２頁を読み上げ。

◆［部会長］

　　２頁の付帯意見について、最後に一文の中に「より慎重に検討を求める。」とあるが、具体的にはどういう内容が考えられるか。

⇒［都市整備部 道路整備課］

　　設計に際してボーリング調査や過去に行った関連事業の調査結果を用いるが、これに加え、必要に応じてより広域な地盤調査結果のデータベースを活用することを１つの方法として考えている。

◆［部会長］

　　承知。他に質問はないか。

○委員：今、議論した内容を意見具申（案）に反映すべきではないか。

◆［部会長］

　　土木工事において地盤状況は各事業で異なるため、「より慎重に検討を求める。」という書き方のままで、良いと思うがどうか。

○委員：どのような取り組みを行うか疑問を持つ方のために、その点について具体的に記載する方がよいと思う。

◆［部会長］

　　　承知。具体的には、最後の一文の「～おいて、」の後に、「関連する情報を収集する等」と追記する。この修正文でよろしいか。

特になければ、3頁以降も含め全体を通じて、質問、意見等はあるか。無ければ、意見具申（案）については、これで了承する。本日の審議を受け、意見具申（案）の最終調整については、私に一任いただきたい。

以上で、意見具申（案）の審議を終了する。

◆［事務局］

以上をもって、今年度予定していた審議は全て終了した。以上で、審議会を終了する。